

「健康・医療戦略推進会議の開催について」の一部改正について

〔令和 2 年 4 月 17 日  
健康・医療戦略推進本部長決定〕

健康・医療戦略推進会議の開催について（平成26年6月10日健康・医療戦略推進本部長決定）の一部を次のように改正する。

第2項中、「内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO）」の後に「内閣官房内閣審議官（新型コロナウイルス感染症対策推進室）、内閣サイバーセキュリティセンター副センター長、」を、「内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）」の後に「食品安全委員会事務局長、警察庁長官官房技術審議官、金融庁企画市場局長、消費者庁次長、」を、「総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）」の後に「出入国在留管理庁次長、」を追加し、「厚生労働省大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）」を「厚生労働省大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当）」に、「厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）」を「厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）」に改め、「経済産業省製造産業局長、」を削除し、「国土交通省総合政策局長、」の後に「環境省環境保健部長、」を追加する。

健康・医療戦略推進会議の開催について

平成26年6月10日  
健康・医療戦略推進本部長決定  
平成26年10月29日  
平成27年1月20日  
平成27年9月7日  
平成27年11月16日  
平成28年11月21日  
平成29年7月26日  
令和2年4月17日  
一部改正

1. 健康・医療戦略推進本部分令（平成26年政令第205号）第2条の規定に基づき、健康・医療に関する成長戦略に係る取組を関係府省が連携して推進するため、健康・医療戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 健康・医療戦略担当大臣  
議長代行 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣  
副議長 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官、内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当）  
構成員 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO）、内閣官房内閣審議官（新型コロナウイルス感染症対策推進室）、内閣サイバーセキュリティセンター副センター長、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）、食品安全委員会事務局長、警察庁長官官房技術審議官、金融庁企画市場局長、消費者庁次長、総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）、出入国在留管理庁次長、外務省経済局長、外務省国際協力局長、財務省国際局長、文部科学省大臣官房総括審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医務技監、厚生労働省大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当）、厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省技術総括審議官、経済産業省経済産業政策局長、経済産業省産業技術環境局長、~~経済産業省製造産業局長~~、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官、国土交通省総合政策局長、環境省環境保健部長、防衛省大臣官房衛生監

3. 推進会議の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
5. 「健康・医療戦略推進本部（平成25年8月2日閣議決定）」が廃止されたことにともない、廃止前の「健康・医療戦略推進会議（平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。

<参考 新旧対照表>

健康・医療戦略推進会議の開催について(平成26年6月10日健康・医療戦略推進本部長決定)(抄)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">健康・医療戦略推進会議の開催について</p> <p>1. 健康・医療戦略推進本部令(平成26年政令第205号)第2条の規定に基づき、健康・医療に関する成長戦略に係る取組を関係府省が連携して推進するため、健康・医療戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。</p> <p>2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 健康・医療戦略担当大臣            議長代行 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣            副議長 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官、内閣総理大臣補佐官(国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当)</p> <p>構成員 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)、<u>内閣官房内閣審議官(新型コロナウイルス感染症対策推進室)、内閣サイバーセキュリティセンター副センター長、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)、食品安全委員会事務局長、警察庁長官官房技術審議官、金融庁企画市場局長、消費者庁次長、総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当)、出入国在留管理庁次長、外務省経済局長、外務省国際協力局長、財務省国際局長、文部科学省大臣官房総括審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医務技監、厚生労働省大臣官房審議官(危</u></p>	<p style="text-align: center;">健康・医療戦略推進会議の開催について</p> <p>1. 健康・医療戦略推進本部令(平成26年政令第205号)第2条の規定に基づき、健康・医療に関する成長戦略に係る取組を関係府省が連携して推進するため、健康・医療戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。</p> <p>2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 健康・医療戦略担当大臣            議長代行 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣            副議長 健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官、内閣総理大臣補佐官(国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当)</p> <p>構成員 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)、総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当)、外務省経済局長、外務省国際協力局長、財務省国際局長、文部科学省大臣官房総括審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医務技監、厚生労働省大臣官房審議官(危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当)、厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)、農林水産省技術総</p>

機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当)、厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)、農林水産省技術総括審議官、経済産業省経済産業政策局長、経済産業省産業技術環境局長、経済産業省製造産業局長、~~経済産業省大臣官房商務・サービス審議官~~、国土交通省総合政策局長、環境省環境保健部長、防衛省大臣官房衛生監

3. 推進会議の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
5. 「健康・医療戦略推進本部(平成25年8月2日閣議決定)」が廃止されたこととともない、廃止前の「健康・医療戦略推進会議(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定)」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。

括審議官、経済産業省経済産業政策局長、経済産業省産業技術環境局長、経済産業省製造産業局長、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官、国土交通省総合政策局長、防衛省大臣官房衛生監

3. 推進会議の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
5. 「健康・医療戦略推進本部(平成25年8月2日閣議決定)」が廃止されたこととともない、廃止前の「健康・医療戦略推進会議(平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定)」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。